

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票（第2号様式及び第13号様式に限る。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第6号

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部
を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則（平成15年川崎市規則第78号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「施行日以後会員の資格を失ったことにより」及び「給付事由が生じた日から1年以内に」を削り、「請求書にその事由が生じたことを証する書類を添えて」を「請求書により、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、会員の資格を失った者にあつては、会員の資格を失った日から1年以内に請求しなければならない。

附則第4項中「この規則の施行の日」を「施行日」に改める。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第7号

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改
正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第13条中「建設センター」を「道路公園センター」に改める。

第21条第1項第1号中「12人」を「10人」に改め、同項第2号中「3人」を「2人」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 市民 3人以内

第24条中「建設局土木管理部路政課」を「建設緑政局

道路管理部路政課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第8号

川崎市建築物における駐車施設の附置等
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（自動車の駐車需要等に関する計画）

第3条 条例第6条の2第2項（条例第6条の4第4項において準用する場合を含む。）、第6条の3第6項又は第9条第6項の自動車の駐車需要等に関する計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 条例第2条第2号から第4号までに掲げる駐車施設の種別ごとの駐車需要が1年間のうち最も多い日における1時間当たりの自動車の駐車需要及びその算出根拠

(2) 建築物の用途及び規模、当該建築物において行われる事業の種類、当該建築物に勤務する者及び建築物を利用する者の数並びに平均的な1回当たりの駐車時間

(3) 建築物において搬入し、又は搬出する物資の種類及び数量、搬入又は搬出の回数並びに搬入又は搬出に要する平均的な1回当たりの駐車時間

(4) 公共交通機関の利用の促進又は自動車の利用の抑制に資する措置

(5) 駐車施設の位置、規模、構造及び管理方法

(6) 建築物の周辺の道路の1日における1時間ごとの交通量

(7) その他市長が必要と認める事項

第4条中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第5条第1項中「次条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第6条の見出しを「(承認申請等)」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「(第4号様式)」及び「前条第1項に規定する」を削り、同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条の2第2項（条例第6条の4第4項において準用する場合を含む。）、第6条の3第6項又は第9条第6項の規定により承認を受け、又は承認を受けた事項

を変更しようとする者は、駐車施設設置（変更）特例承認申請書（第4号様式）に自動車の駐車需要等に関する計画並びに建築物調書及び図面を添付して、市長に申請

しなければならない。

第8条中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。
第1号様式中

「

駐 車 施 設	設 置 場 所						
	権利 関係	敷 地	□所有権 □賃借権 □その他（ ）				
		駐 車 施 設	□所有権 □賃借権 □その他（ ）				
	規模 及び 台数	区 分		施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳	
		建築物内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
			特定自動二輪車用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
			特定自動二輪車用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	特定自動二輪車用		m ²	台	自走式 台、機械式 台		
	特 殊 装 置 種 類					認 定 番 号	第 号
	工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
* 受付年月日		年 月 日		* 処理経過 通知 年 月 日			
* 受付番号		第 号					

- 注 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 2 権利関係欄は、該当する項目の□内にレ点を記入してください。
 3 登記事項証明書又は賃貸契約書等の写しを添付してください。
 4 *印の欄には、記入しないでください。

」

を

「

駐 車 施 設	設 置 場 所					
	区 分		施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳	
	建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台		

施 設	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台		
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台			
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台		
	合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台		
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台			
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台		
	特 殊 装 置		種 類	認 定 番 号		第 号	
	工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
* 受 付 年 月 日		年 月 日		* 処 理 経 過		通 知 年 月 日	
* 受 付 番 号		第 号					

注 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 *印の欄には、記入しないでください。

」

に改める。

第2号様式中

「

百貨店その他の店舗 又は事務所の用途				
百貨店その他の店舗 又は事務所以外の用途				

」

を

「

百貨店その他の店舗の用途				
事務所の用途				
倉庫の用途				
その他の特定用途				

」

に

「

附 置 義 務 台 数	特 定 自 動 車 用	台
	特 定 自 動 二 輪 車 用	台

」

を

「

附 置 義 務 台 数	特 定 自 動 車 用	台
	荷 さ ば き 自 動 車 用	台
	特 定 自 動 二 輪 車 用	台

」

に改める。

第3号様式中

「

駐 車 施 設	設 置 場 所					
	権利	敷 地	□ 所有権 □ 賃借権 □ その他 ()			
	関係	駐 車 施 設	□ 所有権 □ 賃借権 □ その他 ()			
	規 模 及 び 台 数	区 分	施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳	
		建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
			特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
		建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
			特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
		合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
	特 定 自 動 二 輪 車 用		m ²	台	自走式 台、機械式 台	
附 置 義 務 台 数		特定自動車用 台、特定自動二輪車用 台				
特 殊 装 置		種 類			認 定 番 号	第 号
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
建 築 物 の 概 要	名 称					
	敷地の 位 置	地 名 地 番	川崎市 区			
		地 域 地 区	地域 地区			
	主 要 用 途			構 造 等	造 階建て	
	延 べ 面 積	m ²	区 分	□新築 □増築 □大規模の修繕等		

」

を

駐 車 施 設	設 置 場 所					
	区 分		施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳	
	建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台		
	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台		
	合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台		
	附 置 義 務 台 数		特定自動車用 台、荷さばき自動車用 台 特定自動二輪車用 台			
	特 殊 装 置 種 類				認 定 番 号	第 号
	工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日	
		年 月 日		年 月 日		
建 築 物 の 概 要	名 称					
	位 置					
	地 域 地 区		地域 地区			
	主 要 用 途				構 造 等	造 階 建 て
	延 べ 面 積		m ²	区 分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 大規模の修繕等	

に改める。

第4号様式中「条例第9条第3項」を「条例第 条第 項」に
「

駐 車 施 設	設 置 場 所						
	権利	敷 地	□ 所 有 権 □ 賃 借 権 □ そ の 他 ()				
	関係	駐 車 施 設	□ 所 有 権 □ 賃 借 権 □ そ の 他 ()				
	区 分	施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳			
		建 築 物	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	規 模	内	特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		建 築 物	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	及 び	敷 地 内	特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		建 築 物	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	台 数	敷 地 外	特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
			特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	特 殊 装 置		種 類			認 定 番 号	第 号
	工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日		年 月 日
申 請 理 由							
* 受 付 年 月 日		年 月 日		* 処 理 経 過 通 知 年 月 日			
* 受 付 番 号		第 号					

- 注 1 権利関係欄は、該当する項目の□内にレ点を記入してください。
 2 登記事項証明書又は賃貸契約書等の写しを添付してください。
 3 *印の欄には、記入しないでください。

を

「

駐 車 施 設	名 称					
	設 置 場 所					
	使 用	住 所 又 は 所 在 地				
	承 諾 者	氏 名 又 は 名 称				
	区 分		施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳	
	建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	建 築 物 敷 地 外	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
荷 さ ば き 自 動 車 用		m ²	台			
特 定 自 動 二 輪 車 用		m ²	台	自走式 台、機械式 台		
特 殊 装 置 種 類				認 定 番 号	第 号	
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日	年 月 日	
申 請 理 由						
* 受付年月日		年 月 日		*処理経過 通知 年 月 日		
* 受付番号		第 号				

注 1 使用承諾者の欄は、条例第9条第3項による承認の申請を行う場合に記入してください。

2 *印の欄には、記入しないでください。

」

に改める。

第5号様式中

「

駐 車 施 設	設 置 場 所							
	権利 関係	敷 地	☐ 所有権 ☐ 賃借権 ☐ その他 ()					
		駐 車 施 設	☐ 所有権 ☐ 賃借権 ☐ その他 ()					
	規 模 及 び 台 数	区 分		施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳		
		建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
			特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
		建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
			特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
		建 築 物 敷 地 外	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
			特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
		合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
	特 定 自 動 二 輪 車 用		m ²	台	自走式	台、機械式	台	
	附 置 義 務 台 数		特定自動車用 台、特定自動二輪車用 台					
	特 殊 装 置		種 類			認 定 番 号	第 号	
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日		年 月 日		
建 築 物 の 概 要	名 称							
	敷 地 の 位 置	地 名 地 番	川崎市 区					
		地 域 地 区	地域 地区					
	主 要 用 途				構 造 等	造 階建て		
	延 べ 面 積		m ²	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 大規模の修繕等			

」

を

駐 車 施 設	設 置 場 所					
	名 称					
	使 用	住 所 又 は 所 在 地				
	承 諾 者	氏 名 又 は 名 称				
	区 分		施設面積	駐車台数	形 式 及 び 内 訳	
	建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	建 築 物 敷 地 外	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷さばき自動車用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	附 置 義 務 台 数		特定自動車用 台、荷さばき自動車用 台 特定自動車二輪車用 台			
特 殊 装 置 種 類				認 定 番 号	第 号	
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日	年 月 日	
建 築 物 の 概 要	名 称					
	位 置		川崎市 区			
	地 域 地 区		地域 地区			
	主 要 用 途				構 造 等	造 階建て
	延 べ 面 積		m ²	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 大規模の修繕等	

に改める。

第7号様式中

「

建 築 物 の 名 称					
駐	設 置 場 所				
	権利 敷 地	□ 所有権 □ 賃借権 □ その他 ()			
車	関係 駐 車 施 設	□ 所有権 □ 賃借権 □ その他 ()			
	施 設 及 び 規 模	区 分	施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳
建 築 物 内		特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
建 築 物 敷 地 内		特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
建 築 物 敷 地 外		特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
合 計		特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台
	特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
附 置 義 務 台 数		特定自動車用 台、特定自動二輪車用 台			
特 殊 装 置		種 類	認 定 番 号		第 号
*駐車施設附置届 出書等受付		年 月 日 第 号	*建築確認年月日		年 月 日 第 号
*駐車施設附置届 出受理書等通知		年 月 日	*建築完了検査		年 月 日 第 号
*完了検査 年 月 日		*検査結果			

注 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 *印の欄には、記入しないでください。

」

を

「

建 築 物	名 称	
	位 置	

駐 車 施 設	設 置 場 所					
	使 用 承 諾 者	住 所 又 は 所 在 地				
		氏 名 又 は 名 称				
	区	分	施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳	
	建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	建 築 物 敷 地 外	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台		
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
	合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自走式 台、機械式 台	
荷 さ ば き 自 動 車 用		m ²	台			
特 定 自 動 二 輪 車 用		m ²	台	自走式 台、機械式 台		
附 置 義 務 台 数		特定自動車用 台、荷さばき自動車用 台 特定自動車二輪車用 台				
特 殊 装 置		種 類			認 定 番 号	第 号
*駐車施設附置届 出書等受付		年 月 日 第 号		*建築確認年月日		年 月 日 第 号
*駐車施設附置届 出受理書等通知		年 月 日		*建築完了検査		年 月 日 第 号
*完了検査 年 月 日		*検査結果				

- 注 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 使用承諾者の欄は、条例第9条第3項による承認の申請を行った場合に記入してください。
- 3 *印の欄には、記入しないでください。

J

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第9号

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「
財団法人川崎市指定都市記念事業公社
（昭和52年4月21日に財団法人川崎市指定都市記念事業公社という名称で設立された法人をいう。）
財団法人かわさき市民活動センター
（昭和57年4月8日に財団法人川崎ボランティアセンターという名称で設立された法人をいう。）
」

を

「
財団法人川崎市指定都市記念事業公社
（昭和52年4月21日に財団法人川崎市指定都市記念事業公社という名称で設立された法人をいう。）
」

に、「に財団法人川崎市公園緑地協会」を「に財団法人川崎市公園協会」に、「に財団法人川崎市リサイクル環境公社」を「に財団法人川崎市余熱利用財団」に、「に財団法人川崎市身体障害者協会」を「に財団法人川崎市身体障害者福祉団体協議会」に、

「
財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会（昭和60年4月1日に財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会という名称で設立された法人をいう。）
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
」

を

「

財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会（昭和60年4月1日に財団法人川崎市心身障害者地域福祉協会という名称で設立された法人をいう。）

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第10号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条総務局の表中

「

職員厚生課	
-------	--

」

を

「

職員厚生課	
共済課	
人材育成センター	
人材育成課	
健康支援課	

」

に改め、同条総合企画局の表中「臨海部活性化推進室」を「神奈川口・臨海部整備推進室」に改め、同条財政局の表中

「

管財部	
管財課	
土地審査課	

」

を

「

資産管理部	
-------	--

」

資産運用課	調整係 財産管理第1係 財産管理第2係 審査係 有効活用係
-------	-------------------------------------

に、

「

税制課	
課税指導課	
市民税課	
収納対策課	

を

「

税制課	税務管理係 税制係 計理係
課税指導課	諸税係 個人市民税係 土地係 家屋・償却資産係
市民税課	特別徴収第1係 特別徴収第2係 特別徴収第3係 特別徴収第4係
収納対策課	収入管理係 債権整理係 収納企画係 納税奨励係

に改め、同条市民・子ども局の表中

「

市民協働推進課	
地域安全推進課	

を

「

市民協働推進課	NPO認証係 地域団体支援係 市民活動支援係
地域安全推進課	交通安全係 地域安全係
戸籍住民サービス課	戸籍・住民記録係 住居表示係

に、

「

シティセールス・広報室	
-------------	--

を

「

シティセールス・広報室	
市民スポーツ室	

に、

「

子ども青少年部	
子ども企画課	
子ども家庭課	
青少年育成課	
子ども支援部	
子ども福祉課	
保育課	

を

「

子育て施策部	
子ども企画課	
保育課	調整係 管理係 運営係
青少年育成課	企画係 育成係
子ども支援部	
子ども福祉課	母子福祉係 児童福祉係 障害児福祉係
子ども家庭課	手当支給係 母子保健係 医療費助成係
保育所整備推進室	

に改め、同条経済労働局の表中

「

消費者行政センター	
-----------	--

を

「

消費者行政センター	企画係 啓発係 相談係
-----------	-------------

に、

「

工業振興課	
-------	--

を

「

工業振興課	工業振興係 高度化支援係 企業誘致係
-------	--------------------

に、

「

金融課	
-----	--

を

「

金融課	指導係
-----	-----

に、

「

業務課	
-----	--

を

「

業務課	競輪実施計画係
-----	---------

に改め、同条環境局の表中

「

環境評価室	
緑政部	
緑政課	
公園管理課	
公園緑地課	
多摩川施策推進課	

を

「

環境評価室	
-------	--

に、

「

生活環境部	
-------	--

を

「

生活環境部	
減量推進課	減量推進係 普及広報係 指導係

に、

「

廃棄物指導課	
--------	--

を

「

廃棄物指導課	計画推進係 処理業許可係 処理施設許可係
--------	----------------------

に改め、同条健康福祉局の表中

「

高齢者事業推進課	
高齢者在宅サービス課	
介護保険課	管理係 認定給付係 保険料係

を

「

高齢者事業推進課	計画推進係 事業者指導係 施設整備係
高齢者在宅サービス課	いきがい係 在宅福祉係
介護保険課	管理係 認定給付係 保険料係 介護予防係

に、

「

健康増進課	
環境保健課	
地域医療課	

を

「

健康増進課	健康づくり係 健康増進係 疾病予防係
環境保健課	保健福祉係 認定給付係
地域医療課	救急医療係

に、

「

地域福祉課	
-------	--

保護指導課

を

「

地域福祉課

振興係 援護係

保護指導課

指導係 援護係 医療係

に、

「

長寿医療課

を

「

長寿医療課

管理係 業務係

に、

「

障害計画課

障害福祉課

精神保健課

を

「

障害計画課

計画推進係 自立支援係

障害福祉課

身体障害福祉係 知的障害福祉係

精神保健課

精神障害福祉係

に改め、同条まちづくり局の表中

「

企画課

住居表示課

を

「

企画課

に、

「

都市計画課

交通計画課

を

「

都市計画課

管理係 都市調査係 企画調整係

に、「神奈川口推進室」を「交通政策室」に、

「

住宅管理課

を

「

住宅管理課

保全調整係 入居収納係
財産管理係

に改め、同条建設局の表を次のように改める。

建設緑政局

総務部

庶務課

庶務係 調査係 経理係

技術監理課

計画部

企画課

広域道路課

緑政部

緑政課

緑化推進係 緑地保全係

公園管理課

管理係 整備係

公園緑地課

多摩川施策推進課

協働推進係 計画調整係

道路管理部

路政課

路政係 占用係 調整係
屋外広告物係 不法
占拠対策係

管理課

企画係 助成係 認定係
台帳係 測量係

用地調整課

道路河川整備部

道路整備課

道路施設課

調査係 道路維持改良係
安全施設係 設備維持
改良係

河川課	
公共用地課	
自転車対策室	

第2条の表市民情報室の部中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 住民投票制度に関すること。

第2条の表情報管理部の部システム管理課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 情報システム開発の支援に関すること。

第2条の表人事部の部人事課の項第4号中「及び人事評価」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同部職員厚生課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同部に次の1項を加える。

共済課

(1) 川崎市職員共済組合に関すること。

(2) 退職年金及び退隠料に関すること。

第2条の表人事部の部の次に次の1部を加える。

人材育成センター

(1) 人事評価制度に関すること。

人材育成課

(1) 人材育成及び能力開発に関すること。

(2) 職員の意識改革に関すること。

(3) 研修の企画及び実施に関すること。

(4) 職場研修の指導に関すること。

健康支援課

(1) 職員のメンタルヘルスに関すること。

(2) 職員の精神保健相談に関すること。

(3) リワーク研修に関すること。

第2条の表行財政改革室の部中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地方分権に関すること。

第3条中「次の」を「、次の」に改め、同条の表中「
都市経営部

(1) 重要な施策の推進及び総合調整に関すること。

を

「(1) 新川崎・創造のもり及び大学連携の調整に関すること。

都市経営部

に改め、同条の表臨海部活性化推進室の部中「臨海部活性化推進室」を「神奈川口・臨海部整備推進室」に改め、同部に次の2号を加える。

(4) 神奈川口構想に係る羽田連絡道路、臨海部幹線道路等の計画に関すること。

(5) 神奈川口構想に係る塩浜周辺地区及び南渡田周辺

地区における都市再生総合整備事業の推進に関すること。

第3条の表自治政策部の部中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条の表管財部の部を次のように改める。

資産管理部

資産運用課

(1) 公有財産及び債権の総括に関すること。

(2) 普通財産（代替地を除く。）の管理及び処分に関すること。

(3) 代替地の取得及び処分に係る審査並びに管理に関すること。

(4) 市有財産有効活用の推進に関すること。

(5) 不動産等（地方自治法第238条第1項に規定する公有財産に相当するもの）の借受契約の総括に関すること。

(6) 社団法人全国市有物件災害共済会（昭和24年1月14日に社団法人全国市有物件災害共済会という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

(7) 市有財産その他の損害保険に関すること。

(8) 自動車重量税に関すること。

(9) 国土利用計画法に基づく土地取引の規制及び遊休土地に関すること。

(10) 土地利用審査会に関すること。

(11) 用地の取得及び処分の協議及び調整に関すること。

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。

(13) 川崎市土地開発公社に関すること。

契約課

(1) 契約に係る調査及び指導に関すること。

(2) 工事の契約に関すること。

(3) 測量及び地質調査の契約に関すること。

(4) 庁舎、道路等の清掃の契約に関すること。

(5) 物件（不動産を除く。）の購入契約、売却契約及び修理契約に関すること。

(6) 競争入札参加者の資格審査に関すること。

(7) 業者の選定に関すること。

検査課

(1) 工事の検査に関すること。

(2) 会計実地検査に関すること（まちづくり局、建設緑政局及び港湾局に属するものに限る。）。

第5条の表市民生活部の部市民協働推進課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同部に次の1項を加える。

戸籍住民サービス課

(1) 戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、電子署名に係る公的個人認証事務、印鑑登録事務等の総括及び改善に関すること。

(2) 住居表示に関すること。

(3) 町界町名の改正に関すること。

第5条の表シティセールス・広報室の部中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、同部の次に次の1部を加える。

市民スポーツ室

(1) スポーツの振興に関すること。

(2) スポーツ及びレクリエーションの調査及び企画に関すること。

(3) スポーツ振興審議会に関すること。

(4) 体育指導委員の総括に関すること。

(5) スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体との連絡調整に関すること。

(6) とどろきアリーナ、体育館、スポーツセンター及び武道館の総括及び管理運営の調整に関すること。

(7) Jリーグクラブとの連携に関すること。

(8) アメリカンフットボール関係団体との連携に関すること。

第5条の表市民文化室の部中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 大山街道ふるさと館の総括に関すること。

(9) 市民ミュージアム及び岡本太郎美術館との連絡調整に関すること。

第5条の表こども青少年部の部を次のように改める。

子育て施策部

(1) 子育て支援の施策に係る企画、調整及び推進に関すること。

こども企画課

(1) こども施策に係る企画、調整及び推進に関すること（青少年育成課の所管に属するものを除く。）。

(2) 次世代育成支援対策の推進に関すること。

(3) 本部事業の調査に関すること。

(4) 地域子育て支援に関すること。

(5) 私立幼稚園の就園奨励に関すること。

(6) 私立学校等の助成に関すること。

(7) 認定こども園に関すること。

(8) 幼児教育の支援に関すること。

(9) 本部内他の課の主管に属しないこと。

保育課

(1) 児童福祉法（保育所関係に限る。）の施行に関すること。

(2) 市立保育所に関すること。

(3) 市立保育所職員の研修に関すること。

(4) 私立保育所の育成及び指導に関すること。

(5) 家庭保育福祉員に関すること。

(6) 認可外保育施設に関すること。

青少年育成課

(1) 青少年施策の企画、調整及び推進に関すること。

(2) 青少年の健全育成に関すること。

(3) 青少年団体の育成に関すること。

(4) 青少年問題協議会に関すること。

(5) こども文化センターに関すること。

(6) ふれあい館に関すること。

(7) 青少年の家に関すること。

(8) 少年自然の家に関すること。

(9) 黒川青少年野外活動センターに関すること。

(10) 子ども夢パークに関すること。

第5条の表こども支援部の部中

「こども支援部

(1) 保育所の整備に関すること。」
を

「こども支援部」

に改め、同部保育課の項を削り、同部に次の1項を加える。

こども家庭課

(1) 児童手当及び子ども手当に関すること。

(2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(3) 災害遭児等福祉手当に関すること。

(4) 母性及び乳幼児の保健に関すること。

(5) 母性、乳幼児等の公費負担医療の給付等に関すること。

(6) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。

(7) 小児医療費助成に関すること。

(8) 小児ぜん息患者医療費助成に関すること。

(9) 障害者自立支援法（育成医療に係るものに限る。）の施行に関すること。

第5条の表に次の1部を加える。

保育所整備推進室

(1) 保育所の整備に関すること。

第6条の表産業振興部の部工業振興課の項第14号中「との連絡調整」を削る。

第7条の表地球環境推進室の部第3号を次のように改める。

(3) 環境技術情報センターとの連絡調整に関すること。

第7条の表地球環境推進室の部第4号を削り、同表緑政部の部を削り、同表生活環境部の部を次のように改める。

生活環境部

(1) 廃棄物に係る施策の企画に関すること。

減量推進課

(1) 廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。

(2) 廃棄物の適正な排出の推進に関すること。

(3) 環境美化推進のための普及啓発に関すること。

(4) 事業系一般廃棄物の指導業務の企画に関すること。

(5) 事業系一般廃棄物排出事業者に対する指導に関す

ること。

- (6) リサイクルコミュニティセンターに関すること。
- (7) 余熱利用市民施設（局に属するものに限る。）に関すること。
- (8) 余熱利用市民施設（局に属するものに限る。）及びリサイクルコミュニティセンターの市税外収入に関すること。
- (9) 財団法人川崎市リサイクル環境公社（平成2年3月23日に財団法人川崎市余熱利用財団という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

収集計画課

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 廃棄物の収集に係る計画に関すること。
- (3) 廃棄物の保管施設に関すること。
- (4) 浄化槽の設置に伴う助成及び貸付けに関すること。
- (5) 浄化槽の設置に伴う審査及び工事検査の総括に関すること。
- (6) 浄化槽の維持管理指導及び水質検査の総括に関すること。
- (7) 公衆便所の維持管理計画に関すること。
- (8) 生活環境部及び施設部所属車両の整備及び管理に関すること。
- (9) 生活環境部及び施設部所属車両の修理に係る仕様書の作成及び検査に関すること。
- (10) 生活環境事業所との連絡調整に関すること。

廃棄物指導課

- (1) 産業廃棄物の指導業務の企画に関すること。
- (2) 産業廃棄物排出事業者に対する指導に関すること。
- (3) 廃棄物の処理業の許可及び処理業者に対する指導に関すること。
- (4) 廃棄物処理施設の設置許可及び設置業者に対する指導に関すること。
- (5) 廃棄物の再生利用指定業者の指定に関すること。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可及び指導に関すること。
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材の再資源化の指導に関すること。
- (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等に関すること。
- (9) 廃棄物の違法処分の監視及び防止指導に関すること。

第8条の表地域福祉部の部地域福祉課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表障害保健福祉部の部障害福祉課の項第14号中「に財団法人川崎市身体障害者協会」を「に財団法人川崎市身体障害者福祉団体協議会」に改める。

第9条の表総務部の部住居表示課の項及び計画部の部交通計画課の項を削り、同表神奈川口推進室の部を

次のように改める。

交通政策室

- (1) 駐車場法に関すること。
- (2) 都市交通体系の調査、計画及び調整に関すること。
- (3) コミュニティ交通の支援に関すること。
- (4) 空港関連業務に関すること。
- (5) 鉄軌道の調査及び計画に関すること。
- (6) 鉄道輸送力増強促進に関すること。
- (7) 鉄道の駅施設改良等の調整に関すること。
- (8) 交通バリアフリー化の推進に関すること。
- (9) 縦貫鉄道整備推進に関すること。

第9条の表指導部の部建築指導課の項に次の1号を加える。

- (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく建築等計画の認定等に関すること。

第10条の見出しを「(建設緑政局)」に改め、同条中「建設局」を「建設緑政局」に改め、同条の表総務部の部庶務課の項第1号中「(下水道部の所管に属するものを除く。)」を削り、同項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、同表土木管理部の部、道路計画部の部、土木建設部の部、自転車対策室の部及び下水道部の部を次のように改める。

計画部

企画課

- (1) 局主要事業の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 局事業の広報に関すること。
- (3) 局事業の統計及び資料収集に関すること。
- (4) 幹線道路の調査及び計画に関すること。
- (5) 道路の将来交通予測に関すること。
- (6) 道路環境対策に関すること。
- (7) 国直轄道路事業に係る調整に関すること。
- (8) 土木工事の受託に係る調査及び調整に関すること。
- (9) 河川の指定、計画決定及び事業決定に関すること。
- (10) 公園、緑地等に係る都市計画決定の調整及び事業認可の手続に関すること。

広域道路課

- (1) 川崎縦貫道路の調査、協議及び手続に関すること。
- (2) 広域道路の調査及び協議に関すること。
- (3) 国直轄道路事業負担金及び首都高速道路事業に係る出資金に関すること。

緑政部

緑政課

- (1) 緑の保全及び再生に関すること。
- (2) 民有地等の緑化に関すること。
- (3) 緑についての普及啓発に関すること。

公園管理課

- (1) 公園の管理に関すること。

- (2) 都市公園台帳に関すること。
- (3) 公園、緑地等の財産管理の総括に関すること。
- (4) 公園施設の設置及び管理許可に関すること（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）。
- (5) 公園、緑地等の維持管理についての調整に関すること。
- (6) 公園利用の活性化に関すること。
- (7) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等の育成に関すること。
- (8) 霊園事務所及び夢見ヶ崎動物公園との連絡調整に関すること。
- (9) 緑化センターに関すること。
- (10) 財団法人川崎市公園緑地協会（昭和46年4月1日に財団法人川崎市公園協会という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

公園緑地課

- (1) 公園、緑地等の整備計画に関すること。
- (2) 工事設計等の調整及び総括に関すること。
- (3) 工事の設計及び監督に関すること。
- (4) 都市計画法に基づく開発行為、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業等に伴う公園及び緑地に係る協議及び指導に関すること。
- (5) 公園、緑地等の都市計画区域内における建築等の規制及び建築許可に関すること。

多摩川施策推進課

- (1) 多摩川の施策に係る計画調整及び総括に関すること。
- (2) 工事の設計及び監督に関すること。
- (3) 多摩川の市民利用の推進及び広域連携に関すること。
- (4) 多摩川管理事務所及び関係機関との連絡調整に関すること。

道路管理部

路政課

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 道路等の管理の調整に関すること。
- (3) 車両制限令に関すること。
- (4) 道路及び駅前広場の占用許可に関すること。
- (5) 占用工事の道路管理者による復旧に関すること。
- (6) 道路の不法占用の防止及び不法占用物件の撤去に関すること。
- (7) 河川及び水路の不法占拠対策及び処理に関すること。
- (8) 道路の占用工事の技術審査に関すること。
- (9) 道路工事及び占用工事の調整に関すること。
- (10) 道路の使用許可に関すること。
- (11) 道路の監察に関すること。
- (12) 屋外広告物に関すること。

- (13) 屋外広告物審議会に関すること。

管理課

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 道路の認定、廃止及び変更に関すること。
- (3) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路の帰属及び協議に関すること。
- (4) 道路及び水路の境界確認並びに道路の権原整理に関すること。
- (5) 市の境界に関すること。
- (6) 公図の調製に関すること。
- (7) 道路及び水路台帳の調製及び保管に関すること。
- (8) 道路統計に関すること。
- (9) 地籍調査事業に関すること。
- (10) 地籍調査事業の国庫補助等の協議及び手続に関すること。
- (11) 私道の市道移管に伴う測量費用の助成に関すること。

用地調整課

- (1) 用地の取得及び処分等の協議及び調整に関すること。
- (2) 損失補償基準に関すること。
- (3) 土地収用に関すること。
- (4) 公共用地取得に伴う委託業務の検査に関すること。
- (5) 道路及び水路の寄附、交換及び売払い等財産整理に関すること。

道路河川整備部

道路整備課

- (1) 道路事業、街路事業、橋りょう事業及び立体交差事業の調査、計画及び調整に関すること。
- (2) 道路事業、街路事業、橋りょう事業及び立体交差事業の国庫補助等の協議及び手続に関すること。
- (3) 道路の負担金に関すること。
- (4) 道路事業、街路事業、橋りょう事業及び立体交差事業に係る国との連絡調整に関すること。
- (5) 街路事業の実施に係る手続に関すること。
- (6) 立体交差事業の設計及び工事の施行に関すること。
- (7) 立体交差事業に係る関係機関との協議に関すること。

道路施設課

- (1) 道路及び駅前広場の維持補修の総括に関すること。
- (2) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整に関すること（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）。
- (3) 道路の災害復旧工事の調査及び調整に関すること。
- (4) 道路事業の調査、計画及び調整に関すること（道路整備課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 道路事業の国庫補助等の協議及び手続に関すること（道路整備課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 道路の交通安全施設等整備事業の調査、計画及び

調整に関すること。

- (7) 道路附属物の電気施設及び機械施設の新設及び維持管理に関すること（都市基盤整備事務所に属する業務を除く。）。

- (8) 私道舗装助成に関すること。

河川課

- (1) 河川事業の調査、計画及び調整に関すること。
- (2) 水路事業の総括に関すること。
- (3) 水路事業の計画及び調整に関すること（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）。
- (4) 河川及び水路の災害復旧工事の調査及び調整に関すること。
- (5) 水防に関すること。
- (6) 河川事業の国庫補助等の協議及び手続に関すること。
- (7) 雨水流出抑制に関すること。
- (8) 河川及び水路の占用許可に関すること。
- (9) 河川に影響を及ぼす行為の制限に関すること。
- (10) 河川及び水路の不法占用の防止及び不法占用物件の撤去に関すること（路政課の所管に属するものを除く。）。
- (11) 河川及び水路の占用工事の技術審査に関すること。
- (12) 調整池及び河港施設の使用許可に関すること。
- (13) 河川の境界確認並びに河川及び水路の権原整理に関すること。
- (14) 河川台帳の調製及び保管に関すること。
- (15) 河川及び水路の付替え及び廃止に関すること。

公共用地課

- (1) 公共事業の施工に伴う租税特別措置法に係る手続に関すること。
- (2) 用地の取得及び処分の協議及び調整に関すること（用地調整課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 道路事業、河川事業、街路事業、公園緑地事業及びその他の所管に属しない用地の取得に関すること。
- (4) 用地取得促進路線の用地取得に関すること。
- (5) 支障物件等の補償に関すること。
- (6) 事業損失に関すること。
- (7) 代替地の取得及び処分に關すること。
- (8) 土地収用に関すること（用地調整課の所管に属するものを除く。）。

自転車対策室

- (1) 自転車等の放置防止対策の総合計画に関すること。
- (2) 自転車等駐車対策協議会に関すること。
- (3) 自転車等放置禁止区域の指定に関すること。
- (4) 自転車等の駐車場及び保管場所の設置及び維持管理に関すること。
- (5) 放置自転車等の撤去に関すること。

第11条の表港湾経営部の部経営企画課の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 京浜港連携協議会に関すること。

第12条第3項中「室（）」の次に「人材育成センター及び」を加え、同条第7項中「室（）」の次に「人材育成センター及び」を加え、「理事、参事、主幹」を「担当理事、担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第13条第6項中「理事、参事、主幹」を「担当理事、担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第16条第1項中「理事、参事、主幹」を「担当理事、担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、同条第2項中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第3項中「課を置かない部（室を含む。）又は」を削り、「の職員」を「又は課に相当する内部組織の職員」に、「主幹又は課長（消費者行政センターの室長を含む。）」を「課長（消費者行政センターの室長を含む。）又は担当課長（課に所属する担当課長を除く。）」に改める。

（川崎市事業所事務分掌規則の一部改正）

第2条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「計量検査所

普及係

検査係」

を

「地域療育センター

相談療育係

通園療育係

しいのき学園

庶務係

児童処遇係」

に、

「 保全係

」

を

「 保全係

農業技術支援センター

経営支援係

技術支援係

生活環境事業所

庶務係

生活環境推進係

収集係

し尿・浄化槽係（南部生活環境事業所及び宮前生活環境事業所に限る。）

に、

「水処理センター
管理係
水質係
操作係
ポンプ場第1係（入江崎水処理センター及び加瀬水処理センターに限る。）
ポンプ場第2係（入江崎水処理センター及び加瀬水処理センターに限る。）
ポンプ場第3係（入江崎水処理センターに限る。）
入江崎総合スラッジセンター
管理係
設備係
下水道管理事務所
管理係
維持係
排水設備係
下水道事務所
管理課
管理係
維持係
排水設備係
工事課

を

「中央卸売市場食品衛生検査所
理化学検査係
微生物検査係
動物愛護センター
業務係
精神保健福祉センター
総務係
診療相談係
地域支援係
障害者更生相談所
管理係
知的相談判定係
身障相談判定係
百合丘障害者センター
相談判定係
障害者支援施設めいぼう
管理係
利用者支援係
盲人図書館
管理係
図書館・指導係
社会参加支援センター

デイクア係
就労支援係
生活訓練支援センター
管理係
生活訓練係
地域生活支援係
霊園事務所
整備係
夢見ヶ崎動物公園
飼育係

に改める。

第3条の表職員研修所の項を削り、同表平和館の項の次に次のように加える。

市民ミュージアム

(1) 市民ミュージアムの利用許可に関すること。
(2) 市民ミュージアムの維持管理に関すること。
(3) 市民ミュージアムの市税外収入に関すること。
(4) 考古、歴史、民俗、美術、映像等に係る資料及び作品の収集、展示、調査研究等に関すること。
(5) 市民ミュージアム協議会に関すること。

岡本太郎美術館

(1) 館の維持管理に関すること。
(2) 館の市税外収入に関すること。
(3) 美術作品及び資料の収集、展示、調査研究等に関すること。
(4) 岡本太郎美術館協議会に関すること。

第3条の表中小企業溝口事務所の項を削り、同表計量検査所の項を次のように改める。

計量検査所

(1) 所の維持管理に関すること。
(2) 所の市税外収入に関すること。
(3) 計量意識の啓発に関すること。
(4) 計量管理に関すること。
(5) 計量関係団体との連絡調整に関すること。
(6) 量目検査及び指導に関すること。
(7) 計量器の検査及び取締りに関すること。
(8) 計量器に係る異議申立て及び再検査に関すること。

第3条の表計量検査所の項の次に次のように加える。

中小企業溝口事務所

(1) 中小企業の経営相談及び金融相談に関すること。
(2) 中小企業の経営改善のための調査研究に関すること。

第3条の表農業振興センターの部を次のように改める。

農業振興センター
農業振興課

(1) 課の市税外収入に関すること。
(2) 農業振興計画に関すること。

- (3) 農業生産振興に関すること。
- (4) 水産に関すること。
- (5) 森林に関すること。
- (6) 農業関係団体及び畜産関係団体との連絡調整に関すること。

- (7) 農業技術支援センターとの連絡調整に関すること。
農地課

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農業振興地域の整備計画に関すること。
- (4) 農業生産基盤の整備及び農業用水の利用調整に関すること。
- (5) 生産緑地に関すること。

第3条の表環境技術情報センターの項に次の2号を加える。

- (3) 国際環境施策の支援に関すること。
- (4) 環境総合研究所の整備に関すること。

第3条の表多摩川管理事務所の項、公園事務所の項、霊園事務所の項、夢見ヶ崎動物公園の項及び緑化センターの項を削り、生活環境事業所の項中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 所の安全衛生管理に関すること。

第3条の表処理センターの項を次のように改める。
処理センター

- (1) センターの市税外収入に関すること。
- (2) ごみの受入れ及び焼却灰等の運搬に関すること。
- (3) 動物の死体の処理に関すること（浮島処理センターに限る。）。
- (4) 作業用被服等の洗濯に関すること（浮島処理センター及び王禅寺処理センターに限る。）。
- (5) センターの維持管理に関すること。
- (6) 焼却設備及び附帯設備の維持管理に関すること。
- (7) 焼却炉等の運転計画に関すること。
- (8) 粗大ごみ処理設備及び附帯設備の維持管理に関すること（浮島処理センター及び橘処理センターに限る。）。
- (9) ごみの焼却に関すること。
- (10) 焼却設備及び附帯設備の保守管理及び運転操作に関すること。
- (11) 浮島埋立事業所に関すること（浮島処理センターに限る。）。

第3条の表新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所の項第1号を次のように改める。

- (1) 新川崎地区及び周辺市街地の整備に関すること。

第3条の表登戸区画整理事務所の項の次に次のように加える。

多摩川管理事務所

- (1) 所の維持管理に関すること。
- (2) 多摩川緑地及び所属施設の維持管理に関すること。
- (3) 工事の設計及び監督に関すること。
- (4) 受託工事及び災害復旧工事に関すること。

霊園事務所

- (1) 所の維持管理に関すること。
- (2) 墓地及び霊堂の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- (3) 緑ヶ丘霊園及び霊堂並びに早野聖地公園の維持管理に関すること。
- (4) 工事の設計及び監督に関すること。

夢見ヶ崎動物公園

- (1) 園の維持管理に関すること。
- (2) 園の占用許可及び使用許可並びに占用料及び使用料の徴収に関すること。
- (3) 動物の収集、飼育及び展示に関すること。
- (4) 動物に係る調査研究に関すること。

都市基盤整備事務所

- (1) 道路、河川、駅前広場及び自転車等駐車場の工事の実施計画、設計及び監督に関すること（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）。
 - (2) 受託工事の設計及び監督に関すること（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）。
 - (3) 工事の設計、施工に伴う道路及び駅前広場の調査及び指導に関すること（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）。
 - (4) 工事の設計、施工に伴う道路及び駅前広場の境界確認及び権原調査に関すること（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）。
 - (5) 五反田川放水路建設事業の実施計画、設計及び監督に関すること（北部都市基盤整備事務所に限る。）。
- 第3条の表水処理センターの項、入江崎総合スラッジセンターの項、下水道管理事務所の項及び下水道事務所の部を削る。

第4条第1項ただし書中「ただし」の次に「、市民ミュージアムには館長を」を加え、「、緑化センター」及び「、水処理センター、入江崎総合スラッジセンター」を削り、「、所長」を「所長」に改め、同条第3項中「職員研修所」を「市民ミュージアム及び岡本太郎美術館に副館長を」に改め、同条第4項中「参事、主幹」を「担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第5条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「参事、主幹」を「担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前条第3項に規定する副館長は、館長を補佐し、

館（市民ミュージアムを含む。）に属する所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第7条第1項中「参事、主幹」を「担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、「（昭和38年川崎市条例第32号）」を削り、同条第2項及び第3項中「主幹」を「担当課長」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（係の事務分掌）

第7条 係の事務分掌については、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び同条例第2条の規定により設置された本部の長が総務局長と協議の上定める。

別表第1 総務局人事部の項を削り、同表中

市民・子ども 局人権・男女 共同参画室		川崎市平和館	
---------------------------	--	--------	--

を

市民・子ども 局人権・男女 共同参画室		川崎市平和館	
市民・子ども 局市民文化室	市民ミュージ アム		
		岡本太郎美術 館	

に改め、同表市民・子ども局子ども本部子ども支援部保育課の項中「市民・子ども局子ども本部子ども支援部保育課」を「市民・子ども局子ども本部子育て施策部保育課」に、

川崎市大島保育 園
川崎市大師保育 園

を

川崎市大島保育 園

に、

川崎市夢見ヶ崎

保育園
川崎市住吉保育 園

を

川崎市夢見ヶ崎 保育園

に、

川崎市千年保育 園
川崎市坂戸保育 園

を

川崎市千年保育 園

に、

川崎市菅生保育 園
川崎市宮崎保育 園

を

川崎市菅生保育 園

に、

川崎市中野島保 育園
川崎市宿河原保 育園

を

川崎市中野島保 育園

に改め、同表中

経済労働局産業振興部金融課		川崎市中小企業溝口事務所	
経済労働局産業振興部		川崎市計量検査所	

を

経済労働局産業振興部工業振興課			川崎市計量検査所
経済労働局産業振興部金融課		川崎市中小企業溝口事務所	

に、

環境局地球環境推進室		川崎市環境技術情報センター	
------------	--	---------------	--

を

環境局地球環境推進室	川崎市環境技術情報センター		
------------	---------------	--	--

に改め、同表環境局緑政部多摩川施策推進課の項及び環境局緑政部の項を削り、同表中

建設局下水道部		川崎市入江崎水処理センター 川崎市加瀬水処理センター 川崎市等々力水処理センター 川崎市麻生水処理センター 川崎市入江崎総合スラッジセンター 川崎市西部下水道管理事務所 川崎市北部下水道管理事務所	
建設局	川崎市南部下水道事務所		

	川崎市中部下水道事務所		
--	-------------	--	--

を

建設緑政局緑政部多摩川施策推進課			川崎市多摩川管理事務所
建設緑政局緑政部		川崎市霊園事務所	
		川崎市夢見ヶ崎動物公園	
建設緑政局道路河川整備部		川崎市南部都市基盤整備事務所 川崎市北部都市基盤整備事務所	

に改める。

別表第2 職員研修所の項を削り、同表中

中小企業溝口事務所	川崎市高津区溝口1丁目6番10号	
計量検査所	川崎市川崎区藤崎3丁目1番10号	

を

計量検査所	川崎市川崎区藤崎3丁目1番10号	
中小企業溝口事務所	川崎市高津区溝口1丁目6番10号	

に改め、同表多摩川管理事務所の項、南部公園事務所の項、中部公園事務所の項、西部公園事務所の項、北部公園事務所の項及び夢見ヶ崎動物公園の項を削り、同表中

登戸区画整理事務所	川崎市多摩区登戸2,202番地1	
-----------	------------------	--

を

登戸区画整理事務所	川崎市多摩区登戸2,202番地1	
-----------	------------------	--

多摩川管理事務所	川崎市中原区等々力 1番1号	
夢見ヶ崎動物公園	川崎市幸区南加瀬1 丁目2番1号	
南部都市基盤整備事 務所	川崎市中原区下小田 中2丁目9番1号	川崎市川崎区役 所、川崎市幸区 役所、川崎市中 原区役所及び川 崎市高津区役所 の所管区域
北部都市基盤整備事 務所	川崎市麻生区古沢 120番地	川崎市宮前区役 所、川崎市多摩 区役所及び川崎 市麻生区役所の 所管区域

に改め、同表入江崎水処理センターの項、加瀬水処理センターの項、等々力水処理センターの項、麻生水処理センターの項、入江崎総合スラッジセンターの項、西部下水道管理事務所の項、北部下水道管理事務所の項、南部下水道事務所の項及び中部下水道事務所の項を削る。

(川崎市卸売市場事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市卸売市場事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「管理課

管理係」

を

「管理課」

に、

「青果花き係

水産係」

を

「青果花き係」

に改める。

第4条第3項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第5条第2項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第8条第1項中「主査」を「担当係長」に改める。

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の課」の次に「及び係」を加え、同項の表を次のように改める。

地域保健福祉課

地域保健福祉係

地域健康支援係

保健福祉サービス課

保健福祉サービス係

児童・家庭支援係

障害者支援係

衛生課

環境衛生係

食品衛生係

感染症対策係

第4条第3項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、同条第5項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第5条第1項中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第2項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第7条第1項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(係の事務分掌)

第7条 係の事務分掌については、区長が総務局長と協議の上定める。

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第5条 川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

川崎福祉事務所

幸福福祉事務所

中原福祉事務所

高津福祉事務所

宮前福祉事務所

多摩福祉事務所

麻生福祉事務所

地域保健福祉課

地域保健福祉係

保健福祉サービス課

保健福祉サービス係

児童・家庭支援係

障害者支援係

高齢者支援課

高齢者支援係

保護課(川崎福祉事務所及び幸福福祉事務所を除く。)

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第3係(麻生福祉事務所を除く。)

保護第4係(麻生福祉事務所を除く。)

保護第1課（川崎福祉事務所及び幸福祉事務所に限る。）

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第3係（川崎福祉事務所に限る。）

保護第2課（川崎福祉事務所及び幸福祉事務所に限る。）

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

保護第5係（川崎福祉事務所に限る。）

大師福祉事務所

田島福祉事務所

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

保健福祉サービス係

第3条第1項の表中

「(8) 婦人保護更生相談に関すること。

管理係

(1) 公的扶助費の給付に関すること。

(2) 各種給付券の交付に関すること（生活保護に関するものに限る。）。

(3) 福祉統計に関すること（生活保護に関するものに限る。）。

(4) 法外援護の実施に関すること。

保護第1係

保護第2係

(1) 生活保護の実施に関すること。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(3) 要保護者の更生指導に関すること。」

を

「(8) 婦人保護更生相談に関すること。」

に、

「 保護課

管理係」

を

「

保護課

保護第1課」

に、

「

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

保護第5係

特別指導第1係

特別指導第2係

特別指導第3係

(1) 生活保護の実施に関すること。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(3) 要保護者の更生指導に関すること。」

を

「(5)生活保護の実施に関すること。

(6) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(7) 要保護者の更生指導に関すること。

保護第2課

(1) 生活保護の実施に関すること。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(3) 要保護者の更生指導に関すること。」

に、

「 田島福祉事務所 管理係 」

を

「 田島福祉事務所」

に、

「 保健福祉サービス係

(1) 民生委員及び児童委員に関すること。

(2) 児童福祉の実施に関すること（児童相談所の所管に属するものを除く。）。

(3) 身体障害者福祉の実施に関すること。

(4) 知的障害者福祉の実施に関すること。

(5) 母子福祉及び寡婦福祉の実施に関すること。

(6) 法外援護の実施に関すること。

(7) 家庭児童相談室の運営に関すること。

(8) 婦人保護更生相談に関すること。

(9) 老人福祉の実施に関すること。

(10) 老人援護に関すること。

保護第1係

保護第2係

保護第3係

(1) 生活保護の実施に関すること。

(2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(3) 要保護者の更生指導に関すること。」

を

「(8) 民生委員及び児童委員に関すること。

(9) 児童福祉の実施に関すること（児童相談所の所管に属するものを除く。）。

(10) 身体障害者福祉の実施に関すること。

(11) 知的障害者福祉の実施に関すること。

(12) 母子福祉及び寡婦福祉の実施に関すること。

(13) 法外援護の実施に関すること。

(14) 家庭児童相談室の運営に関すること。

(15) 婦人保護更生相談に関すること。

- (16) 老人福祉の実施に関すること。
 (17) 老人援護に関すること。
 (18) 生活保護の実施に関すること。
 (19) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
 (20) 要保護者の更生指導に関すること。」

に改め、同条第2項を削る。

第4条第4項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、同条第7項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第5条第4項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第7条第1項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(係の事務分掌)

第7条 係の事務分掌については、区長が総務局長と協議の上定める。

(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第6条 川崎市児童相談所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「相談指導第2係」

を

「相談指導第2係

相談指導第3係」

に改める。

第3条の表中

「中央児童相談所

庶務係」

を

「中央児童相談所」

に、

「保護係

- (1) 一時保護所に関すること。

判定係

- (1) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。

相談指導第1係

相談指導第2係

- (1) 児童及び家庭についての調査及び指導に関すること。

- (2) 児童の家庭裁判所への送致に関すること。

- (3) 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給の要否の決定に関すること。

- (4) 児童の児童福祉施設等への措置に関すること。

- (5) 児童の相談及び通告に関すること。

- (6) 児童の一時保護に関すること。

南部児童相談所

判定係

を

- 「(4) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。

- (5) 児童及び家庭についての調査及び指導に関すること。

- (6) 児童の家庭裁判所への送致に関すること。

- (7) 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給の要否の決定に関すること。

- (8) 児童の児童福祉施設等への措置に関すること。

- (9) 児童の相談及び通告に関すること。

- (10) 児童の一時保護に関すること。

- (11) 一時保護所に関すること。

南部児童相談所

に、

「相談指導係

- (1) 児童及び家庭についての調査及び指導に関すること。

- (2) 児童の家庭裁判所への送致に関すること。

- (3) 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給の要否の決定に関すること。

- (4) 児童の児童福祉施設等への措置に関すること。

- (5) 児童の相談及び通告に関すること。

- (6) 児童の一時保護に関すること。」

を

- 「(4) 児童及び家庭についての調査及び指導に関すること。

- (5) 児童の家庭裁判所への送致に関すること。

- (6) 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給の要否の決定に関すること。

- (7) 児童の児童福祉施設等への措置に関すること。

- (8) 児童の相談及び通告に関すること。

- (9) 児童の一時保護に関すること。」

に改める。

第4条第3項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第5条第2項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第7条第1項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(係の事務分掌)

第7条 係の事務分掌については、市民・こども局こ

ども本部長が総務局長と協議の上定める。

(川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第7条 川崎市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「地域振興課

生涯学習支援課

を

「地域振興課

地域活動支援係

地域安全係(幸区役所及び麻生区役所を除く。)

まちづくり推進係

生涯学習支援課

社会教育振興係

に、

「納税課

」

を

「納税課

収納第1係

収納第2係

収納第3係(幸区役所及び麻生区役所を除く。)

に、

「地域保健福祉課

保健福祉サービス課

管理係(麻生区役所に限る。)

保護第1係(麻生区役所に限る。)

保護第2係(麻生区役所に限る。)

高齢者支援課

保護課(麻生区役所を除く。)

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係(中原区役所及び宮前区役所を除く。)

保護第5係(幸区役所に限る。)

特別指導第1係(川崎区役所に限る。)

特別指導第2係(川崎区役所に限る。)

特別指導第3係(川崎区役所に限る。)

衛生課

を

「地域保健福祉課

地域保健福祉係

地域健康支援係

保健福祉サービス課

保健福祉サービス係

児童・家庭支援係

障害者支援係

高齢者支援課

高齢者支援係

介護保険料係

介護認定給付係

保護課(川崎区役所及び幸区役所を除く。)

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第3係(麻生区役所を除く。)

保護第4係(麻生区役所を除く。)

保護第1課(川崎区役所及び幸区役所に限る。)

管理係

保護第1係

保護第2係

保護第3係(川崎区役所に限る。)

保護第2課(川崎区役所及び幸区役所に限る。)

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

保護第5係(川崎区役所に限る。)

衛生課

環境衛生係

食品衛生係

感染症対策係

に、

「建設センター

管理課

庶務係

占用係

管理係

工事課

建設係

維持係

を

「道路公園センター

管理課

庶務係

利用調整係

財産管理係

整備課

土木整備係

公園整備係

に改め、同条第2項の表中

「保護第3係」

を

「保護第3係

保護第4係」

に改める。

第2条第1項の表総務課の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 大山街道ふるさと館に関する事（高津区役所に限る。）。

第2条第1項の表区民協働推進部の部地域振興課の項第11号中「関すること」の次に「(川崎区役所に限る。)」を加え、同項に次の5号を加える。

- (13) 体育指導委員に関する事。
(14) とどろきアリーナに関する事（中原区役所に限る。）。
(15) 体育館に関する事（川崎区役所に限る。）。
(16) スポーツセンターに関する事（川崎区役所及び中原区役所を除く。）。
(17) 武道館に関する事（幸区役所に限る。）。

第2条第1項の表区民協働推進部の部生涯学習支援課の項に次の6号を加える。

- (2) 教育文化会館及び教育文化会館分館の管理運営に関する事（川崎区役所に限る。）。
(3) 市民館の管理運営に関する事（川崎区役所を除く。）。
(4) 市民館分館の管理運営に関する事（川崎区役所、中原区役所及び多摩区役所を除く。）。
(5) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する事（川崎区役所、中原区役所及び高津区役所を除く。）。
(6) 図書館分館の施設及び設備の維持管理に関する事（川崎区役所、幸区役所及び高津区役所に限る。）。
(7) 有馬・野川生涯学習支援施設に関する事（宮前区役所に限る。）。

第2条第1項の表区民サービス部の部区民課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項第11号中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同項第22号中「、多摩区役所」を削り、同号を同項第21号とし、同表中

「保健福祉センター」を
「保健福祉センター」

- (1) ホームレスの自立支援に関する事（川崎区役所に限る。）。

に改め、同表保健福祉センターの部保健福祉サービス課の項第7号を削り、同項第8号中「麻生区役所を除き、」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号中「麻生区役所を除き、」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号から第13号ま

でを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号から第19号までを削り、第20号を第15号とし、同表中

「保護課」を
「保護課
保護第1課」

に、

- 「(7) 法外援護の実施に関する事。」を
「(7) 法外援護の実施に関する事。
保護第2課

- (1) 生活保護の実施に関する事。
(2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
(3) 要保護者の更生指導に関する事。」

に改め、同表建設センターの部を次のように改める。

道路公園センター
管理課

- (1) 課の市税外収入に関する事。
(2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理に関する事。
(3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可（河川を除く。）及び指導に関する事。
(4) 屋外広告物の調査及び許可に関する事。
(5) 自転車等の放置防止対策に関する事（川崎区役所を除く。）。
(6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査に関する事。
(7) 車両制限令に関する事。
(8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧に関する事。
(9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導に関する事。
(10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事に関する事。
(11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査に関する事。
(12) 私道舗装助成に関する事。
(13) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継審査に関する事。
(14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整に関する事。

整備課

- (1) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整に関する事。
(2) 水路事業の調査、計画及び調整に関する事。
(3) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車

等駐車場、保管場所、公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督に関すること。

- (4) 水門の操作及び維持管理に関すること。
 (5) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督に関すること。
 (6) 宮前歩道橋の保全に関すること（川崎区役所に限る。）。
 (7) 公園及び緑地内施設並びに街路樹（植樹帯を含む。）の維持管理に関すること。
 (8) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及び助言に関すること。

第2条第4項の表区民センターの項中第20号を削り、第21号を第20号とし、同項第22号中「児童手当」の次に「及びこども手当」を加え、同号を同項第21号とし、同項中第23号を第22号とし、第24号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項第11号を削り、同項第12号中「児童手当」の次に「及びこども手当」を加え、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号の前に次の1号を加える。

- (19) 住居表示の証明に関すること。

第3条第2項中「建設センター」を「道路公園センター」に改め、同条第9項中「理事、参事、主幹」を「担当理事、担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長、作業管理長」に改め、同条第10項及び第11項中「主査」を「担当係長」に改める。

第4条第2項中「及び係長」を「、係長及び作業管理長」に改め、同条第4項中「理事、参事、主幹」を「担当理事、担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第6条第1項中「理事、参事、主幹」を「担当理事、担当部長、担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

（川崎市立看護短期大学事務分掌規則の一部改正）

第8条 川崎市立看護短期大学事務分掌規則（平成7年川崎市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項を次のように改める。

3 事務局に次の課及び係を置く。

総務学生課

総務係

学生係

第3条第3項中「課長」の次に「、係に係長」を加え、同条第4項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第4条第4項中「及び課長」を「、課長及び係長」に改め、同条第5項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」を「担当係長」に改める。

第6条第1項中「主幹」を「担当課長」に、「主査」

を「担当係長」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（係の事務分掌）

第6条 係の事務分掌については、健康福祉局長が総務局長と協議の上定める。

（川崎市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第9条 川崎市個人情報保護条例施行規則（昭和60年川崎市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「センター」を「消費者行政センター」に、「課を置かない部及び室」を「課に相当する内部組織」に、「主幹」を「担当課長」に改め、同条第2号及び第3号中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第4号中「職員研修所」を「市民ミュージアムにあつては副館長とし」に、「主幹」を「担当課長」に改め、同条第5号中「の長」の次に「（岡本太郎美術館にあつては、副館長とする。）」を加える。

（川崎市分限委員会規則の一部改正）

第10条 川崎市分限委員会規則（昭和43年川崎市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 上下水道事業管理者

（川崎市情報化施策の推進に関する規則の一部改正）

第11条 川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

（川崎市職員安全衛生管理規則の一部改正）

第12条 川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「建設局」を「建設緑政局」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

事業場	安全管理者
南部生活環境事業所	担当課長、担当係長（安全衛生を担当する者に限る。）、収集係長、し尿・浄化槽係長
川崎生活環境事業所	担当課長、担当係長（安全衛生を担当する者に限る。）、収集係長
中原生活環境事業所	担当課長、担当係長（安全衛生を担当する者に限る。）、収集係長
宮前生活環境事業所	副所長、担当課長、担当係長（安全衛生を担当する者に限る。）、収集係長、し尿・浄化槽係長
	副所長、担当課長、担当係長

多摩生活環境事業所	(安全衛生を担当する者に限る。)、収集係長
浮島処理センター	所長
堤根処理センター	所長
橘処理センター	所長
王禅寺処理センター	所長
川崎港管理センター	所長
川崎区役所道路公園センター	所長
中原区役所道路公園センター	所長
高津区役所道路公園センター	所長
宮前区役所道路公園センター	所長
多摩区役所道路公園センター	所長
麻生区役所道路公園センター	所長

別表第3 (第9条関係)

事業場
本庁
川崎区役所(保健福祉センター地域保健福祉課及び衛生課、道路公園センター、地区健康福祉ステーション並びに支所を除く。)
川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課及び衛生課
川崎区役所大師支所(大師地区健康福祉ステーションを含む。)
川崎区役所田島支所(田島地区健康福祉ステーションを含む。)
幸区役所(保健福祉センター地域保健福祉課、衛生課及び日吉健康ステーション並びに道路公園センターを除く。)
中原区役所(保健福祉センター地域保健福祉課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。)
高津区役所(保健福祉センター地域保健福祉課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。)
宮前区役所(保健福祉センター地域保健福祉課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。)
多摩区役所(保健福祉センター地域保健福祉課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。)
麻生区役所(保健福祉センター地域保健福祉課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。)

別表第4中

入江崎水処理センター
加瀬水処理センター
川崎港管理センター
宮前区役所建設センター
多摩区役所建設センター

を

川崎港管理センター
川崎区役所道路公園センター
中原区役所道路公園センター
高津区役所道路公園センター
宮前区役所道路公園センター
多摩区役所道路公園センター
麻生区役所道路公園センター

に改める。

(川崎市次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づく特定事業主等を定める規則の一部改正)
 第13条 川崎市次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づく特定事業主等を定める規則(平成17年川崎市規則第9号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

水道局長	水道局長が任命する職員
------	-------------

を

上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員
-----------	------------------

に改める。

(川崎市における総合行政の推進に関する規則の一部改正)
 第14条 川崎市における総合行政の推進に関する規則(平成18年川崎市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 上下水道局営業センター所長

第8条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第

5号とする。

(川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部改正)

第15条 川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則(平成6年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民・こども局市民生活部市民協働推進課」を「市民・こども局市民生活部戸籍住民サービス課」に改める。

(川崎市職員の職務発明等に関する規則の一部改正)

第16条 川崎市職員の職務発明等に関する規則(平成14年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「財政局管財部長」を「財政局資産管理部長」に改め、同条第7項中「財政局管財部管財課」を「財政局資産管理部資産運用課」に改める。

(地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

第17条 地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧に関する規則(昭和45年川崎市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財政局管財部土地審査課」を「財政局資産管理部資産運用課」に改める。

(川崎市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第18条 川崎市青少年問題協議会条例施行規則(昭和33年川崎市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市民・こども局こども本部こども青少年部長」を「市民・こども局こども本部子育て施策部長」に改める。

(川崎市緑化センター条例施行規則の一部改正)

第19条 川崎市緑化センター条例施行規則(昭和54年川崎市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境局長」を「建設緑政局長」に改める。

(川崎市環境基本条例施行規則の一部改正)

第20条 川崎市環境基本条例施行規則(平成4年川崎市規則第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「建設局」を「建設緑政局」に、「水道局」を「上下水道局」に改める。

(川崎市風致地区条例施行規則の一部改正)

第21条 川崎市風致地区条例施行規則(昭和47年川崎市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第10条中「環境局長」を「建設緑政局長」に改める。

(川崎市都市公園条例施行規則の一部改正)

第22条 川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)別表第1に掲げる公園事務所の長(以下「公園事務所長」という。)並びに」を削り、「に委任」を「並びに区役所道路公園センター管理課

長(以下「管理課長」という。)に委任」に改める。

第5条第1項ただし書、第3項及び第5項中「公園事務所長」を「管理課長」に改める。

第16条第1項第3号中「公園事務所長又は」を削り、「川崎市夢見ヶ崎動物公園長」の次に「又は管理課長」を加え、「公園事務所長。」を「管理課長。」に改める。

第19条中「環境局長又は公園事務所長」を「建設緑政局長又は管理課長」に改める。

第2号様式の1から第2号様式の2(2)までの規定及び第2号様式の17から第2号様式の19までの規定中「公園事務所長」を「区役所道路公園センター管理課長」に改める。

(川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例施行規則(平成17年川崎市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設局長」を「建設緑政局長」に改める。

(川崎市道路占用規則の一部改正)

第24条 川崎市道路占用規則(平成3年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第25条中「建設局長」を「建設緑政局長」に改める。

(川崎市駅前広場占用規則の一部改正)

第25条 川崎市駅前広場占用規則(昭和56年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第19条中「建設局長」を「建設緑政局長」に改める。

(川崎市私道舗装助成金支給規則の一部改正)

第26条 川崎市私道舗装助成金支給規則(昭和48年川崎市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号を次のように改める。

- (1) 建設緑政局総務部長
- (2) 建設緑政局道路管理部長
- (3) 建設緑政局道路河川整備部長
- (4) 建設緑政局総務部庶務課長
- (5) 建設緑政局道路管理部管理課長
- (6) 建設緑政局道路河川整備部道路施設課長
- (7) 所管の区役所道路公園センター所長

第7条第3項中「建設局長」を「建設緑政局長」に改め、同条第9項中「建設局土木建設部道路整備課」を「建設緑政局道路河川整備部道路施設課」に改める。

第15条中「建設局長」を「建設緑政局長」に改める。

(川崎市河川法施行細則の一部改正)

第27条 川崎市河川法施行細則(昭和63年川崎市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中「建設局土木管理部管理課」を「建設緑政局道路河川整備部河川課」に改める。

第12条中「建設局長」を「建設緑政局長」に改める。

(川崎市会計室規則の一部改正)

第28条 川崎市会計室規則（昭和46年川崎市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条の表審査課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同表出納課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中、「課長補佐、主査」を「担当課長、課長補佐、担当係長」に改める。

第5条第2項及び第6条第1項中「課長補佐及び主査」を「担当課長、課長補佐及び担当係長」に改める。

（川崎市物品会計規則の一部改正）

第29条 川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）第1条に掲げる課及びセンターの項中「センター」を「消費者行政センター」に改め、同表川崎市事務分掌規則第1条に掲げる課を置かない部及び室の項中「庶務担当主幹」を「庶務を担当する担当課長」に改め、同表総務局の項中

公文書館 職員研修所	館長副 所長
---------------	-----------

を

公文書館	館長
------	----

に改め、同表市民・こども局の項中

平和館	館長
-----	----

を

平和館 市民ミュージアム 岡本太郎美術館	館長 副館長 副館長
----------------------------	------------------

に改め、同表こども本部の項中「庶務担当主幹」を「庶務を担当する担当課長」に改め、同表経済労働局の項中

中小企業溝口事務所 計量検査所	所長 所長
--------------------	----------

を

中小企業溝口事務所	所長
-----------	----

に改め、同表環境局の項中

環境技術情報センター	所長
公園事務所	所長
霊園事務所	所長
夢見ヶ崎動物公園	園長
緑化センター	所長

を

環境技術情報センター	庶務を担当する担当課長
------------	-------------

に改め、同表中

まちづく り局	新川崎・鹿島田駅周 辺整備事務所 登戸区画整理事務所	所長 庶務担当主幹
------------	----------------------------------	------------------

を

まちづく り局	新川崎・鹿島田駅周 辺整備事務所 登戸区画整理事務所	所長 庶務を担当する 担当課長
建設緑政 局	霊園事務所 夢見ヶ崎動物公園 都市基盤整備事務所	所長 園長 所長

に改め、同表区役所の項中「建設センター」を「道路公園センター」に、「庶務担当主幹」を「庶務を担当する担当課長」に改め、同表教育委員会の項中「建設センター」を「道路公園センター」に、

教育文化会館 市民館 図書館 市民ミュージアム 岡本太郎美術館	館長 館長 館長 副館長 副館長
---	------------------------------

を

図書館	館長
-----	----

に、

「

学校 幼稚園	校長 園長
-----------	----------

を

学校	校長
----	----

に改める。

別表第3中「主査」を「担当係長」に改め、同表川崎市事務分掌規則第1条に掲げる課及びセンターの項中「センター」を「消費者行政センター」に改め、同表総務局の項中

公文書館 職員研修所

を

公文書館

に改め、同表市民・こども局の項中

平和館

を

平和館 市民ミュージアム 岡本太郎美術館

に改め、同表経済労働局の項中

計量検査所 農業振興センターの課

を

農業振興センターの課

に改め、同表環境局の項中

環境技術情報センター 公園事務所 霊園事務所 夢見ヶ崎動物公園 緑化センター
--

環境技術情報センター

に改め、同表中

まちづくり局	新川崎・鹿島田駅周辺 整備事務所 登戸区画整理事務所
--------	----------------------------------

を

まちづくり局	新川崎・鹿島田駅周辺 整備事務所 登戸区画整理事務所
建設緑政局	霊園事務所 夢見ヶ崎動物公園 都市基盤整備事務所

に改め、同表区役所の項中「建設センター」を「道路公園センター」に改め、同表教育委員会の項中

教育文化会館 市民館 図書館 市民ミュージアム 岡本太郎美術館

を

図書館

に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第30条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和42年川崎市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める

別表第1

上下水道局
担当理事 部長 室長 担当部長

センター、下水道事務所、配水工事事務所及び下水道管理事務所の所長
課長
担当課長
場長
室、課、センター、配水工事事務所、場及び下水道管理事務所の庶務担当の係長又は担当係長
水道部の施設整備事務担当の担当係長
下水道部の担当係長（技術開発・雨水貯留管担当及び保全担当）

別表第 2

交通局
担当理事 部長 高速鉄道建設本部長 担当部長 課長 担当課長 営業所の所長 庶務課の庶務係長及び職員係長 経営企画課の企画担当の担当係長 経理課の財務係長 企画管理部の担当係長（労務担当） 管理課の管理担当の担当係長 高速鉄道建設本部の調査担当の担当係長

別表第 3 中

「
理事
」
を
「
担当理事
」
に、
「
参事
」
を
「
担当部長
」
に、
「
主幹
」

を
「
担当課長
」
に、
「
総務部庶務課の主査（庶務・人事担当及び給与・厚生担当）
」
を
「
総務部庶務課の庶務人事係長及び労務厚生係長
」

に改める。
附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

川崎市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月31日
川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第11号
川崎市副市長事務分担規則の一部を改正する規則
川崎市副市長事務分担規則（平成15年川崎市規則第16号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

副市長	分 担 事 務
砂田副市長	市民・こども局（こども本部を除く。）、区役所、会計室、病院局、消防局及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務
小田副市長	まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局及び交通局に属する事務
三浦副市長	市民・こども局こども本部、経済労働局、環境局及び健康福祉局に属する事務

附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月31日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第12号

川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則
川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年川崎市規則第17号）の一部を次のように改める。

本則中
「副市長 曾禰純一郎
副市長 小田広昭」

を
「副市長 小田広昭
副市長 三浦淳」

に改める。

附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市コード管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第13号

川崎市コード管理規則の一部を改正する規則
川崎市コード管理規則（昭和37年川崎市規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

住民コード 性別コード 続柄コード	市民・子ども局市民生活部
区コード 支所・出張所コード 町名コード	市民協働推進課長
事業所コード 業種コード	総合企画局都市経営部 統計情報課長
任命権者コード 職員コード 性別コード 職名コード 学歴コード 職種コード 退職事由コード 補職コード	総務局人事部 人事課長
組織コード	総務局行財政改革室 主幹
給与支払コード	

給料表コード 職員区分コード 給与費目コード	総務局人事部 労務課長
------------------------------	----------------

を

「

住民コード 性別コード 続柄コード	市民・子ども局市民生活部
区コード 支所・出張所コード 町名コード	戸籍住民サービス課長
事業所コード 業種コード	総合企画局都市経営部 統計情報課長
任命権者コード 職員コード 性別コード 職名コード 学歴コード 職種コード 退職事由コード 補職コード 職員区分コード	総務局人事部 人事課長
組織コード	総務局行財政改革室 担当課長
給与支払コード 給料表コード 給与費目コード	総務局人事部 労務課長

に改める。

附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第14号

川崎市公印規則の一部を改正する規則
川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表中

「

8 の 2	本部長印	〃	方21	本部長名で発 する公文書	市民・子ども 局子ども本部 子ども青少年 部子ども企画 課長	市民・子ども 局子ども本部 子ども青少年 部子ども企画 課
-------------	------	---	-----	-----------------	--	---

を

「

8 の 2	本部長印	〃	方21	本部長名で発 する公文書	市民・こども 局こども本部 子育て施策部 こども企画課 長	市民・こども 局こども本 部子育て施 策部こども 企 画 課
-------------	------	---	-----	-----------------	---	--

に、

「

14	川崎市職員 研修所長印	〃	方21	所長名で発す る公文書	職員研修所長	職員研修所
14 の 2	川崎市東京 事務所長印	〃	方21	所長名で発す る公文書	東京事務所長	東京事務所
14 の 3	川崎市平和 館長印	〃	方21	館長名で発す る公文書	平和館長	平和館

を

「

14	削除					
14 の 2	川崎市東京 事務所長印	てん 書	方21	所長名で発す る公文書	東京事務所長	東京事務所
14 の 3	川崎市平和 館長印	〃	方21	館長名で発す る公文書	平和館長	平和館
14 の 4	川崎市市民 ミュージアム 館長印	〃	方21	館長名で発す る公文書	市民ミュージ アム館長	市民ミュージ アム
14 の 5	川崎市岡本 太郎美術館 長印	〃	方21	館長名で発す る公文書	岡本太郎美術 館副館長	岡本太郎美術 館

に、

「

35	川崎市保育 園長印	てん 書	方21	保育園長名で 発する公文書	市民・こども 局こども本部 こども支援部 保育課長	市 民 ・ こ ど も 局 こ ど も 本 部 こども支援 部 保 育 課
----	--------------	---------	-----	------------------	------------------------------------	---

を

「

35	川崎市保育 園長印	てん 書	方21	保育園長名で 発する公文書	市民・こども 局こども本部 子育て施策部 保育課長	市 民 ・ こ ど も 局 こ ど も 本 部 子育て施策 部 保 育 課
----	--------------	---------	-----	------------------	------------------------------------	---

に、

「

44	削除					
44 の 2	下水道事業 企業出納員 印	てん 書	方18	企業出納員名 で発する領収 書、小切手及 び預金払出書	建設局下水道 部下水道総務 課長	建 設 局 下 水 道 部 下 水 道 総 務 課

45	金銭出納員 印	〃	方18	金銭出納員名 で発する領収 書及び金銭の 領収に関する 証明書	会計室審査課 長	会 計 室 審 査 課
----	------------	---	-----	---	-------------	----------------

を

「

44	削除					
45	金銭出納員 印	てん 書	方18	金銭出納員名 で発する領収 書及び金銭の 領収に関する 証明書	会計室審査課 長	会 計 室 審 査 課

に改める。

別表第1 専用公印の表中

「

15	削除					
16	削除					
17	納税通知書 専用市長印	てん 書	方18	納税通知書、 督促状及びこ れらに準ずる 税額等の通知 書	財政局税務部 税制課長	財政局税務部 税制課

を

「

15	契約書財政 局資産管理 部契約課専 用市長印	〃	方21	財政局資産管 理部契約課の 所掌する契約 の契約書	財政局資産管 理部契約課長	財政局資産管 理部契約課
16	契約書財政 局資産管理 部契約課専 用市長職務 代理者印	〃	方21	〃	〃	〃
17	納税通知書 専用市長印	〃	方18	納税通知書、 督促状及びこ れらに準ずる 税額等の通知 書	財政局税務部 税制課長	財政局税務部 税制課

に、

「

31	計量検査専 用市長印	〃	方18	計量器不合格 票	計量検査所長	計 量 検 査 所
32	計量検査専 用市長職務 代理者印	〃	方18	〃	〃	〃
32 の 2	経済労働局 公営事業部 専用市長印	〃	方21	経済労働局公 営事業部所掌 事務専用	経済労働局公 営事業部総務 課長	経 済 労 働 局 公 営 事 業 部 総 務 課

を

「

31	削除					
32	削除					
32 の 2	経済労働局 公営事業部 専用市長印	てん 書	方21	経済労働局公 営事業部所掌 事務専用	経済労働局公 営事業部総務 課長	経済労働局 公 営 事 業 部 総 務 課

に、

39	医療証専用 市長印	てん 書	方15	ひとり親家庭 等医療費助 成、小児医療 費助成、重度 障害者医療費 助成、老人医 療費助成及び 成人ぜん息患 者医療費助成 に係る医療 証、小児ぜん 息患者医療費 助成に係る医 療費受給証並 びにこれらに 準ずる証書	市民・こども 局こども本部 こども青少年 部こども家庭 課長、健康福 祉局障害保健 福祉部障害福 祉課長、健康 福祉局地域福 祉部長寿医療 課長及び健康 福祉局保健医 療部環境保健 課長	市民・こども 局こども本部 こども青少年 部こども家庭 課、健康福祉 局障害保健福 祉部障害福祉 課、健康福祉 局地域福祉部 長寿医療課及 び健康福祉局 保健医療部環 境保健課
----	--------------	---------	-----	---	--	--

を

39	医療証専用 市長印	てん 書	方15	ひとり親家庭 等医療費助 成、小児医療 費助成、重度 障害者医療費 助成、老人医 療費助成及び 成人ぜん息患 者医療費助成 に係る医療 証、小児ぜん 息患者医療費 助成に係る医 療費受給証並 びにこれらに 準ずる証書	市民・こども 局こども本部 こども支援部 こども家庭課 長、健康福祉 局障害保健福 祉部障害福祉 課長、健康福 祉局地域福祉 部長寿医療課 長及び健康福 祉局保健医療 部環境保健課 長	市民・こども 局こども本部 こども支援部 こども家庭課 、健康福祉局 障害保健福祉 部障害福祉課 、健康福祉局 地域福祉部長 寿医療課及び 健康福祉局保 健医療部環境 保健課
----	--------------	---------	-----	---	---	---

に、

45	道水路屋外 広告物許可 証明専用市長 印	〃	方21	道水路屋外 広告物許可証 明専用	建設局土木管 理部路政課長	建設局土木管 理部路政課
45 の 2	道水路屋外 広告物許可 証明区役所 専用市長印	〃	方21	〃	区役所建設セ ンター管理課 長	区役所建設セ ンター管理課
46	道水路屋外 広告物許可 証明専用市長 職務代理者印	〃	方21	〃	建設局土木管 理部路政課長	建設局土木管 理部路政課
46 の 2	道水路屋外 広告物許可 証明区役所 専用市長職務 代理者印	〃	方21	〃	区役所建設セ ンターの管理 課長	区役所建設セ ンター管理課

を

45	道水路屋外 広告物許可 証明専用市長 印	〃	方21	道水路屋外 広告物許可証 明専用	建設緑政局道 路管理部路政 課長	建設緑政局道 路管理部路政 課
45 の 2	道水路屋外 広告物許可 証明区役所 専用市長印	〃	方21	〃	区役所道路公 園センター管 理課長	区役所道路公 園センター管 理課
46	道水路屋外 広告物許可 証明専用市長 職務代理者印	〃	方21	〃	建設緑政局道 路管理部路政 課長	建設緑政局道 路管理部路政 課
46 の 2	道水路屋外 広告物許可 証明区役所 専用市長職務 代理者印	〃	方21	〃	区役所道路公 園センター管 理課長	区役所道路公 園センター管 理課

に、

59 の 3	戸籍住民登 録事務専用 共通区長印	〃	方21	戸籍、住民登 録、外国人登 録、印鑑、臨 時運行許可、 就学及び区画 整理に関する 事務並びに埋 火葬許可証、 改葬許可証及 び市民証専用	区役所区民サ ービス部区民 課長、区役所 支所区民セン ター室長及び 区役所出張所 長	区役所区民サ ービス部 区民課、区役 所支所区民 センター及び 区役所出張所
--------------	-------------------------	---	-----	--	---	---

を

59 の 3	戸籍住民登 録事務専用 共通区長印	〃	方21	戸籍、住民登 録、外国人登 録、印鑑、臨 時運行許可、 就学及び区画 整理に関する 事務並びに埋 火葬許可証及 び改葬許可証 専用	区役所区民サ ービス部区民 課長、区役所 支所区民セン ター室長及び 区役所出張所 長	区役所区民サ ービス部 区民課、区役 所支所区民 センター及び 区役所出張所
--------------	-------------------------	---	-----	--	---	---

に、

65 の 2	国民健康保 険専用区長 職務代理者印	〃	方18	〃	〃	〃
66	建築確認申 請同意専用 消防長印	〃	方30	建築の確認申 請に対する同 意専用	消防局予防部 予防課長	消防局予防部 予防課

を

65 の 2	国民健康保 険専用区長 職務代理者印	〃	方18	〃	〃	〃
65 の 3	消防長印	れい 書	方21	電子印影専用	消防局総務部 庶務課長	消防局総務部 庶務課
66	建築確認申 請同意専用 消防長印	てん 書	方30	建築の確認申 請に対する同 意専用	消防局予防部 予防課長	消防局予防部 予防課

に改める。

別表第2 一般公印の表中

「 14
川 崎 市 職 員 研 修 所 長 印

を

「 14
削 除

に、

「 14－3
川 崎 市 平 和 館 長 印

を

「 14－3	14－4	14－5
川 崎 市 平 和 館 長 印	川崎市市民 ミュージア ム 館 長 印	川 崎 市 岡 本 太 郎 美 術 館 長 印

に、

「 44	44－2
削 除	川崎市下水 道事業企業 出 納 員 印

を

「 44
削 除

に改める。

別表第2 専用公印の表中

「 15	16
削 除	削 除

を

「 15	16
川 崎 市 長 印	川 崎 市 長 職 務 代 理 者 印
契約書財政局 資 産 管 理 部 契 約 課 専 用	契約書財政局 資 産 管 理 部 契 約 課 専 用

に、

「 31	32
川 崎 市 長 印	川 崎 市 長 職 務 代 理 者 印
計 量 検 査 専 用	計 量 検 査 専 用

を

「 31	32
削 除	削 除

に、

「 65－2
川 崎 市 区 長 職 務 代 理 者 印
国 民 健 康 保 険 専 用

を

「 65－2	65－3
川 崎 市 区 長 職 務 代 理 者 印	川 崎 市
国 民 健 康 保 険 専 用	消 防 長 印

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第15号

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正す

る規則

川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「総務局総務部庁舎管理課主幹」を「総務局総務部庁舎管理課担当課長」に、「主幹」を「担当課長」に改め、同条第4項中「主幹」を「担当課長」に改める。

第13条第1号及び第2号中「主幹」を「担当課長」に改める。

第16条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第5号及び第7号」を「第4号及び第6号」に、「前項第5号及び第7号」を「前項第4号及び第6号」に改める。

第18条第1項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

別表総務局の項中「主幹」を「担当課長」に改め、同表市民・こども局の項中

市民生活部庶務課	課長	市民・こども局（児童相談所、地域療育センター及びしいのき学園を除く。）の所管に属する庁用自動車
----------	----	---

を

市民生活部庶務課	課長	市民・こども局（市民ミュージアム、岡本太郎美術館、児童相談所、地域療育センター及びしいのき学園を除く。）の所管に属する庁用自動車
市民ミュージアム	副館長	市民ミュージアムの所管に属する庁用自動車
岡本太郎美術館	副館長	岡本太郎美術館の所管に属する庁用自動車

に改め、同表経済労働局の項中

計量検査所	所長	計量検査所の所管に属する庁用自動車
-------	----	-------------------

を

産業振興部工業振興課	課長	計量検査所の所管に属する庁用自動車
------------	----	-------------------

に改め、同表環境局の項中

総務部庶務課	課長	環境局（多摩川管理事務所、公園事務所、霊園事務所、夢見ヶ崎動物公園、緑化センター、公害研究所、生活環境事業所、施設部処理計画課、クリーンセンター、処理センター及び浮島埋立事業所を除く。）の所管に属する庁用自動車
緑政部多摩川施策推進課	課長	多摩川管理事務所の所管に属する庁用自動車
公園事務所	所長	公園事務所の所管に属する庁用自動車
霊園事務所	所長	霊園事務所の所管に属する庁用自動車
夢見ヶ崎動物公園	園長	夢見ヶ崎動物公園の所管に属する庁用自動車
緑化センター	所長	緑化センターの所管に属する庁用自動車

を

総務部庶務課	課長	環境局（公害研究所、生活環境事業所、施設部処理計画課、クリーンセンター、処理センター及び浮島埋立事業所を除く。）の所管に属する庁用自動車
--------	----	--

に改め、同表建設局の項を次のように改める。

建設緑政局	総務部庶務課	課長	建設緑政局（多摩川管理事務所、霊園事務所、夢見ヶ崎動物公園及び都市基盤整備事務所を除く。）の所管に属する庁用自動車
	緑政部多摩川施策推進課	課長	多摩川管理事務所の所管に属する庁用自動車
	霊園事務所	所長	霊園事務所の所管に属する庁用自動車
	夢見ヶ崎動物公園	園長	夢見ヶ崎動物公園の所管に属する庁用自動車

都市基盤整備 事務所	所長	都市基盤整備事務所の 所管に属する庁用自動車
---------------	----	---------------------------

別表区役所の項中

「

総務課	課長	区役所（建設センター （川崎区役所にあつて は、建設センター、大 師支所及び田島支所） を除く。）の所管に属 する庁用自動車
建設センター管理 課	課長	建設センターの所管に 属する庁用自動車

」

を

「

総務課	課長	区役所（道路公園セン ター（川崎区役所にあ つては、道路公園セン ター、大師支所及び田 島支所）を除く。）の 所管に属する庁用自動 車
道路公園センター 管理課	課長	道路公園センターの所 管に属する庁用自動車

」

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第16号

川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「及び第3庁舎」を「、第3庁舎及び第4庁舎」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第17号

川崎市職員の職名等に関する規則の一部を
改正する規則

川崎市職員の職名等に関する規則（昭和39年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

別表事務職員の項中「青少年指導員」の次に「、生活環境職」を加え、同表技術職員の項中「介護支援職」の次に「、学芸員」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第18号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施
行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、第9条第1項」を削る。

第3条中「、第9条第2項」を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。
（職員情報システムによる処理）

第6条 この規則の規定により行うこととされている手当の支給に関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で総務局人事部が所管するものをいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

別表税務手当の部ア中「区役所市民税課」を「区役所区民サービス部市民税課、資産税課又は納税課」に改め、「賦課の」を「賦課に関する調査又は滞納者に係る市税の徴収を行うために出張し、当該」に、「エ」を「イ及びウ」に改め、同部イを削り、同部ウ中「区役所納税課」を「区役所区民サービス部納税課」に改め、「徴収又は滞納処分」を「滞納処分を行うために出張し、当該」に、「（エ）を「（ウ」に改め、同部中ウをイとし、